

分館活動支援について （概要）

1. 分館について

（1）分館とは

古賀市では地域にある公民館「地域公民館」を「分館」と呼び、分館長及び分館主事を置いて地域における社会教育の推進をしています。この地域公民館は、社会教育法が言うところの「分館」とは異なり、「公民館類似施設」と位置づけられるものに値します。

（2）分館長・分館主事

分館長等は、行政区長の推薦を受け古賀市中央公民館長が委嘱をしており、任期は1年です。分館長等には謝礼を支払っています。役割は以下のとおりです。

【分館長】 古賀市中央公民館長と密接な連絡を図るとともに、行政区における分館活動の全体を把握し、分館主事を指揮監督します。

【分館主事】 分館長の指示等を受けながら、行政区における分館活動にあたります。

（3）分館活動・分館教養学級活動

【分館活動】

分館長、分館主事等を中心に企画・運営がなされ、広く区民を対象とした生涯学習推進活動（文化、スポーツ・レクリエーション等を含む）を、分館を拠点に行います。

〔活動の例〕

学習会（人権、子育て、健康、環境等講座）・体験学習（ものづくり、楽器演奏、伝統継承行事等）・広報誌発行・環境美化、防犯、防災活動・寺子屋・異世代交流行事・組合親善運動会・分館交流ソフトボール大会・祭り等季節の催事、文化祭、敬老祝賀会 など

【分館教養学級活動】

学級長を中心に企画・運営がなされ、学級生に共通する生活課題について学び、交流を深め、地域における社会教育の発展及び充実に寄与することを目的として活動しています。また、学習の成果を活かし、地域社会とつながって活躍していただける「人づくり」をめざしています。

・令和6年度～：成人・高齢者・女性学級の枠を撤廃。子どもを学級生として認める。

・令和7年度～：分館教養学級の人数要件の緩和、複数の行政区で合同しての設置を認める。

〔主な活動の例〕

講座等の学習会（人権、子育て、健康、環境、ボランティアや地域貢献等）・体験学習（視察研修・ものづくり・料理教室）・学級活動発表・広報誌発行など

2 市の支援

(1) 分館長・分館主事全体会・代表者会の開催、研修

- ・分館長・分館主事全体会：年に1回開催し、分館長・分館主事に必要な情報提供等を行っています。令和8年度は4月23日に全体会を開催しました。
- ・研修：校区代表分館長・分館主事を中心に研修を案内し、市外で行われる研修については市のバスを出して同行しています。令和7年度は福岡県公民館大会等、全3回実施しました。

(2) 分館活動・分館教養学級活動に対する交付金の交付

いずれもまちづくり推進課が行う自治会統合型交付金の1つのメニューとして交付しています。

【分館活動】80,000円（令和7年度実績・令和8年度申請見込45区）

生涯学習（文化、スポーツ・レクリエーションを含む）事業及び地域事業のうち、2事業以上実施した場合に交付します。

【分館教養学級】40,000円／学級（令和7年度実績22学級・令和8年度申請見込22学級）

1つの自治会において複数の通常学級を持つことが可能（それぞれ独立した活動を実施）ですが、交付金の交付対象となるのは以下のいずれの要件も満たした場合です。

- ・学級生20名以上、10名以上19名以下（公募すること）
- ・学習活動年8回以上かつ年20時間以上実施（移動時間は含まない）
- ・人権学習1回以上

※令和7年度から学級生10名以上19名以下で構成する少人数学級を創設しました。（実績1学級）この場合の交付金額は20,000円です。

(3) 公民館類似施設整備に対する補助

下記のとおり、公民館類似施設整備に補助を行っています。

補助金の交付を受けた自治会は、補助金を受けた翌年度から5年（新築工事の場合は10年）間は、原則当該補助金を受けることができません。

対 象		経費限度額	補助率
新 築	新たな公民館類似施設の建築	4,000万円	45%以内 (バリアフリー対応の場合5%を加算)
増築・ 修改造	公民館類似施設の増築、改築及び修理で、工事費が100万円以上	500万円	
用地購入	公民館類似施設の新築にあたり用地を購入する場合で、対象地が500㎡以内	2,000万円	80%以内

○令和8年度予定（修改造）：久保西区、古賀南区、日吉台区、町川原1区、花鶴丘2丁目1区、
花鶴丘2丁目3区、千鳥南区、花見南区